

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：（株）ジェイアール東日本企画
住所：東京都渋谷区恵比寿南1丁目5番5号

2. 指名停止措置期間 自 令和7年11月12日 9 ヶ月
 至 令和8年8月11日

3. 事実概要
（株）ジェイアール東日本企画は、国土交通本省及び観光庁が令和5年度に交付した補助金2件に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のため必要な実績報告書等に記載して国土交通本省等に提出し、補助金を過大に請求していた。

4. 指名停止措置理由
上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第15号に該当する。

＜指名停止措置要領別表第2第15号＞

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

○問い合わせ先
国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 山岸 宏司
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564